

健康で活かに満ちた『くらし』の実現をめざして

青森県食育推進計画



「いただきます！あおもり食育県民運動」

平成18年11月1日

青 森 県

いただきます！ 感謝の心で 「元気あおもり」の食育推進



青森県は豊かな自然と四季折々の気候風土に恵まれ、私たちの生命と健康を支える源となる豊富でおいしい農林水産物とさまざまな加工食品を生産し、県内はもとより全国に広く流通しています。

近年、食の乱れや食を大切にしている心の欠如等の問題が指摘されていることから、青森県らしい食文化を創造し、幸せな暮らしの原点である健全な食生活の実現を図って、心身ともに健康な青森人を育成していくことが大切になっています。

この青森県食育推進計画では、県民の皆さんが生涯を通して健康で活力に満ちた「暮らし」を実現することを目標に、未来を担う子どもたちはもとより、県民の皆さんが健全な食生活を実践しながら、青森県の豊かな自然や人と人との交流を進めることによって、健やかな人間性が形成されるよう県と県民協働による食育への取り組みを進めることにしています。

さらには、食育を推進しながら食生活や食文化など食を支える農林水産業の振興と地域の活性化、産地と食卓を結ぶ食産業等の発展などにも努め、活力ある“食に強い青森県”をめざしていきます。

そして、これらを実現していくため、県民の皆さんと一緒に『いただきます！あおもり食育県民運動』を展開していきますので、積極的な御参加とともに食育への取り組みをお願いします。

この青森県食育推進計画の策定に当たって、教育、消費、生産・流通、福祉、医療、学識、情報等の広範にわたって御協力いただきました青森県食育推進会議の委員の皆様、御提案や御意見などをいただいた関係機関や団体、県民の皆様に感謝を申し上げます。

平成18年11月1日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

◇ はじめに ◇	1
第1章 食育推進計画策定の背景	3
第1 社会と食環境の変化	3
第2 食を取り巻く課題	4
第2章 食育推進の基本方向	7
第1 食育推進の基本方向	7
第2 食育の重点推進事項	9
第3章 食育協働の取組内容	11
第1 食育推進の仕組み	11
第2 県と県民協働の取組み	16
第3 食育推進の指標	21
第4章 食育推進の体制と役割	22
第1 食育の取組体制	22
第2 食育推進の役割	23
第5章 食育推進の対策	25
第6章 食育県民運動の展開	27
◇ 用語説明 ◇	29
◇ 参考資料 ◇	33

◇ は し め に ◇

1 食育とは

食育とは、県民一人ひとりが、生涯を通して健全な生活を実現して、健康を確保できるようにするため、自らの食について考える習慣や食に感謝する心、食に関するさまざまな知識、食を選択する判断力を正しく身につける活動や学習等に取り組むことです。

2 食育推進計画の策定

(1) 食育推進計画の策定

青森県食育推進計画は、食育基本法（平成17年7月15日施行）に基づき、青森県民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるようにするために、青森県全体で推進する食育の基本事項を定めるものです。

県民一人ひとりが実践する食育行動プランや食育県民運動の展開に際して、県と県民が一体となって協働で取り組んでいくための指針です。

なお、目標の達成状況や、施策の推進状況によって、期間途中での計画の見直し、変更が必要な場合は、青森県食育推進会議の提言をもとに県が行います。

(2) 計画期間

計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

3 食育行動プランの作成

(1) 食育行動プランの作成

食育推進計画に沿って県民一人ひとりが行動していくため、食育を推進する主体となる機関、食育に取り組んでいく人や団体、食育の取組みの支援や応援を行っていく団体などが、方向性と目標を共有し、県民の参画を促して行動していくプランを、専門家、有識者等で構成する青森県食育推進会議が作成します。

なお、具体的な推進活動や行動については青森県食育推進会議において随時検討、見直していくこととします。

(2) 行動期間

行動期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

4 食育県民運動の展開

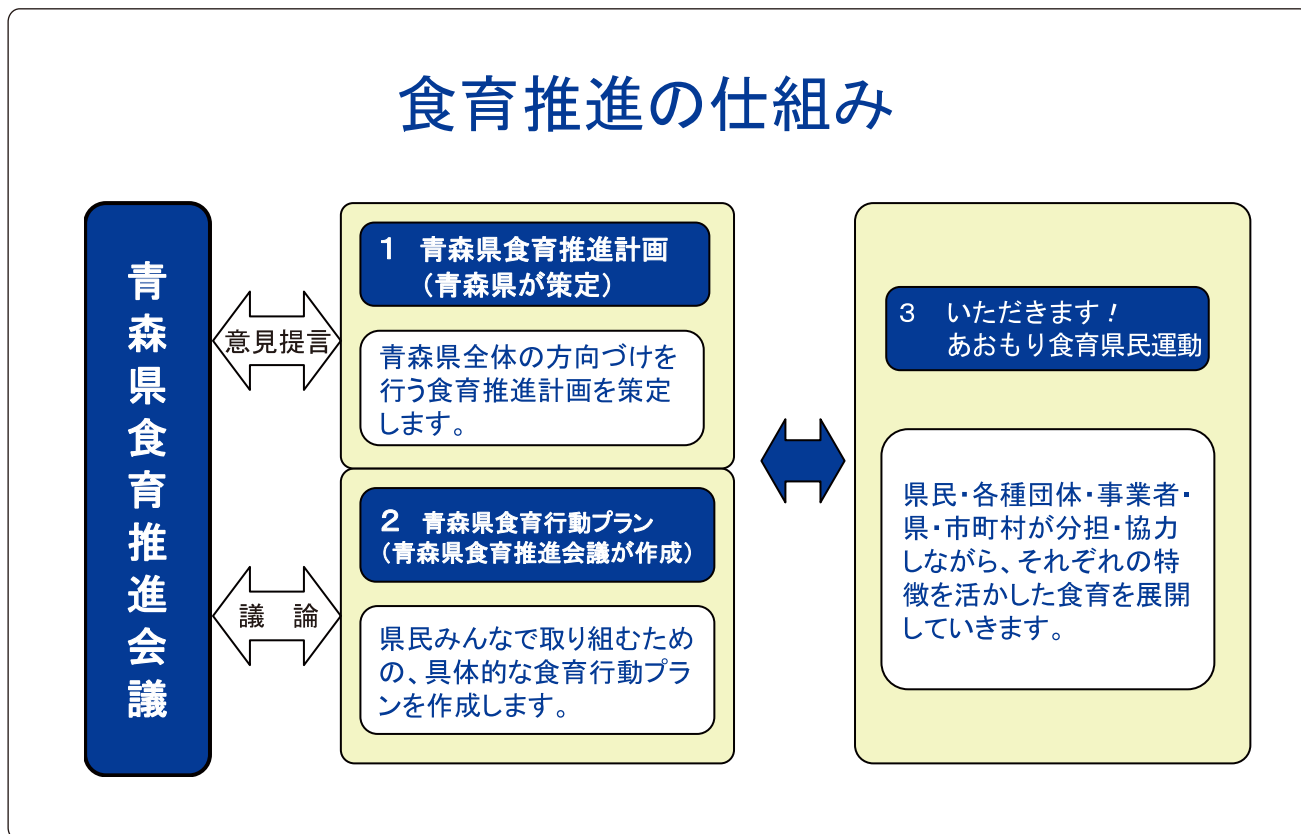
(1) 食育県民運動の目的

県は、健康で活力に満ちた『くらし』の実現をめざし、家庭と学校、地域が一体となって食生活の改善と食文化の発展に取り組んでいくとともに、社会全体で健全な食生活を支えていく仕組みづくりと食産業の健全な発展を通して、地域が活力を発揮していくことができるよう、積極的に県民が参画する食育県民運動を展開していきます。

(2) 運動期間

運動期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

食育推進の仕組み



「いただきます！
あおもり食育県民大会」



第1章 食育推進計画策定の背景

第1 社会と食環境の変化

1 社会環境の変化

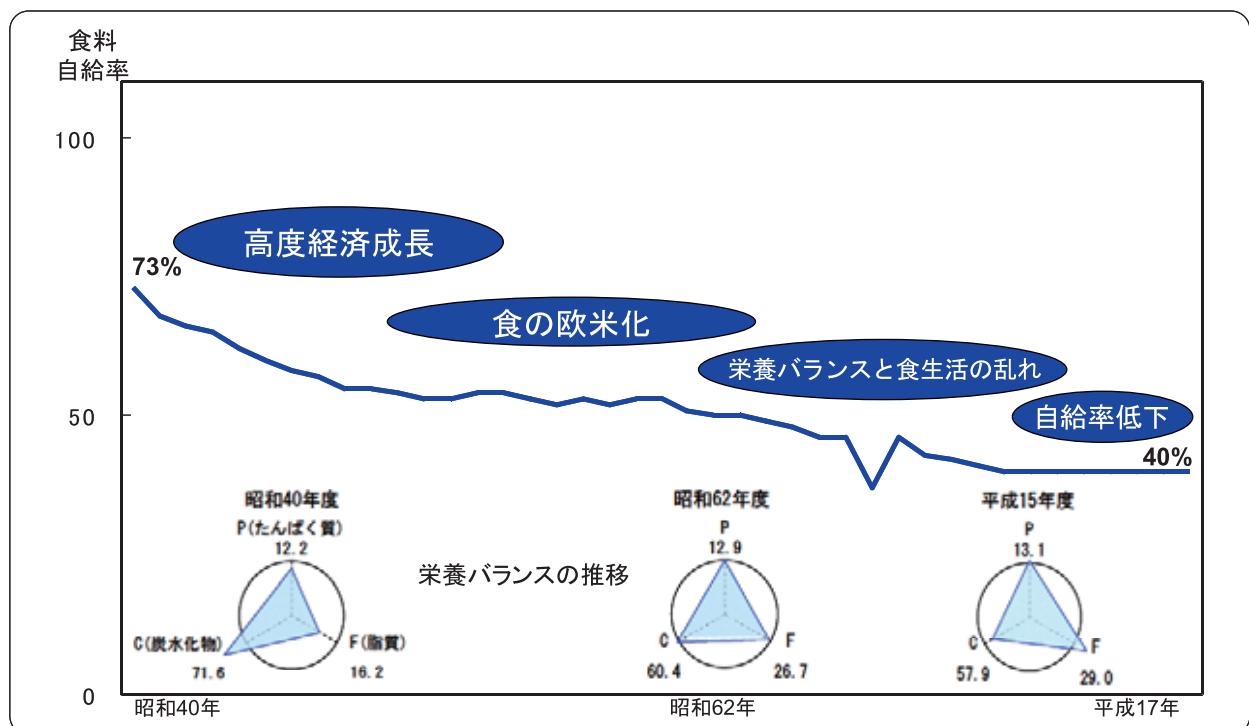
現代の生活環境は、高度経済成長期を中心とした所得の向上などにより、私たちの生活に豊かさと便利さをもたらすとともに、社会の仕組みや生活の価値観にも大きな変化を与えました。核家族化の進行、共働きや単身赴任家庭の増加などライフスタイルが多様化し、日々忙しい生活を送る中で、人々の生活の時間配分や家族の役割なども大きく変わってきました。

2 食環境の変化

私たちの食生活は、社会環境の変化を受け、豊かで便利になりました。また、より利便性、簡便性が求められ、時間と調理技術を要する料理より、外食や調理された食品を持ち帰って食べる中食（なかしょく）や即席食品を利用することが多くなってきています。

その結果、生活時間が有効に活用されるようになった一方で、時間や手間のかかる手作りの家庭料理や伝統的な日本料理が、家庭の食卓に上る機会が減少してきています。食事の内容も、日本は世界各国の食べ物や料理などがいつでも数多く食べられる恵まれた環境にありますが、一方では、大量の食料を輸入しなければならない状況となっています。

食生活の変化と食料自給率の低下



第2 食を取り巻く課題

1 食生活等の課題

(1) 食の乱れと健康への不安

今日、私たちは飽食ともいうべき食の豊かさを享受していますが、食生活の課題として、食への関心や食を大切にする心の希薄化が進み、子どもの朝食の欠食や孤食などが多く見られること、中・高齢者が肥満傾向にあることや若者の偏った食事、過度なダイエットなど、子ども、若者、中・高齢者等あらゆる世代で生活習慣病をはじめ、健康状態に関する課題が増加してきています。

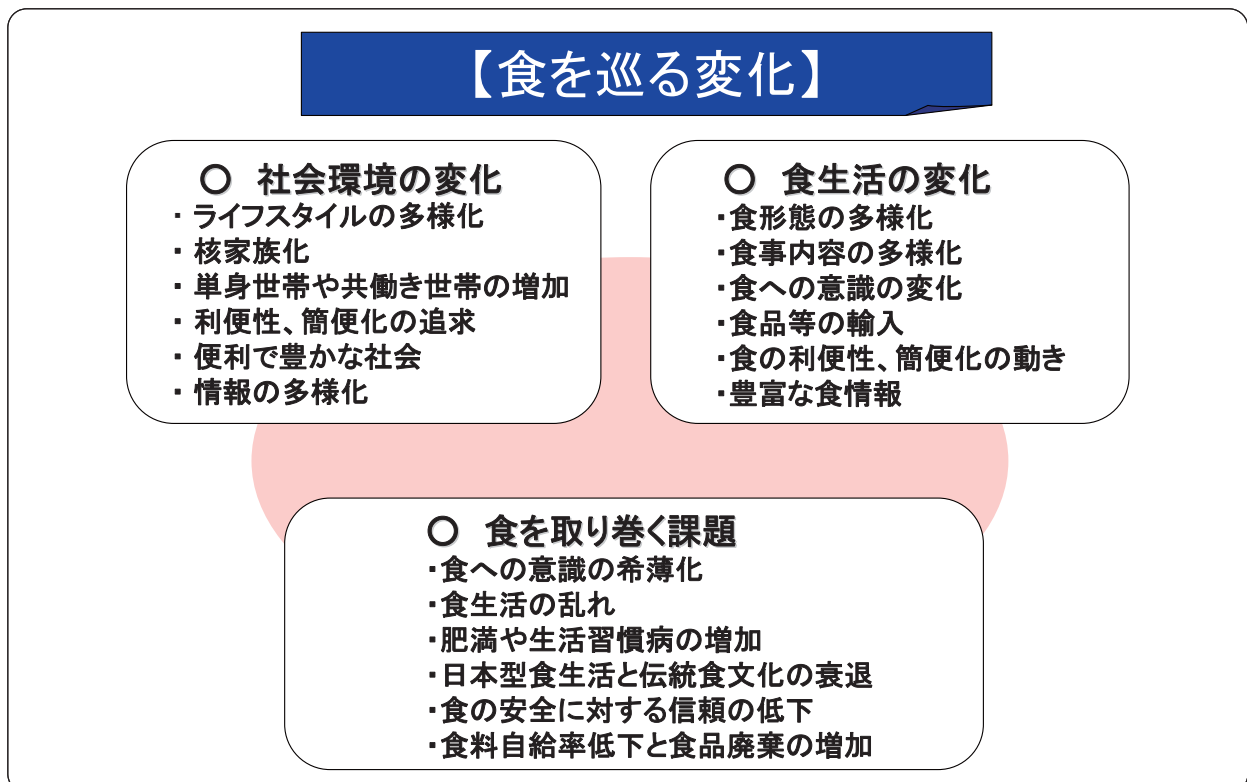
特に、日本人の死因の大半を占める生活習慣病の発生要因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が疑われる人とその予備軍を併せた人が年々増加すると言われていた中で、青森県は生活習慣病の罹患率と死亡率が全国平均を上回っています。

(2) 日本型食生活と伝統食文化の衰退

地域の多様性に富んだ伝統行事、祭り、風習とともに長年培われてきた伝統料理や郷土料理などの食文化、味覚や季節の香りにあふれ、栄養バランスのとれた健康食として世界的に注目されている、米食を中心とした日本型食生活が、国内では衰退傾向にあります。

(3) 情報化社会への適切な対応

近年の急速な情報化社会の発展と健康に対する関心の高まりなどから、食品や健康に関する情報が増加し、また多様化して適切な判断をすることが難しくなる一方で、誤った知識による食事や食品管理などにより、健康を損ねている例も見受けられます。



【食生活等の課題】

項 目	主 な 内 容
食を大切にす る心の希薄化	食への関心の薄れ（偏った嗜好や栄養補助食品等への依存）、感謝や思いやりの心の薄れ、生産者と消費者の距離の拡大（農林水産業等への関心の低下）、地産地消への理解不足、食品残さや廃棄物問題
食生活の乱れ	朝食の欠食率の増加、不規則な食事、こ食（孤食、個食、小食、粉食、固食）の増加、食事バランスの崩れ（野菜、果物などの不足、脂質や食塩の過剰摂取）
肥満、生活習慣病等の増加	肥満の増加（子ども、中高年）、生活習慣病（糖尿病、ガン、心疾患、脳血管疾患）の増加、瘦身願望による過度のダイエット（骨粗しょう症、貧血）、運動不足、ストレスの増加
日本型食生活と伝統食文化の衰退	食事内容の洋風化と日本型食生活の衰退、伝統行事、祭り、風習の衰退、食材や料理方法等の知識不足、地域の食文化や食材への理解不足
情報社会への適切な対応	食品や健康に関する不適切な情報の増加、食生活や健康に対する脆弱な判断力
食の安全に対する信頼の低下	食品の安全を脅かす問題の発生（BSE、鶏インフルエンザ、偽装表示）、食品衛生に対する知識不足、生産から消費までの相互理解の不足

2 食関連産業等の課題

生活を支えている農林水産業と食関連産業等については、食料自給率の低下と輸入農林水産物が増えてきている中で、農林水産業の担い手の高齢化などによる生産力の低下や食品製造業等の県内食産業の活力が低下しています。また、食べ残しなど食品廃棄物の増加などへの対策も求められてきています。

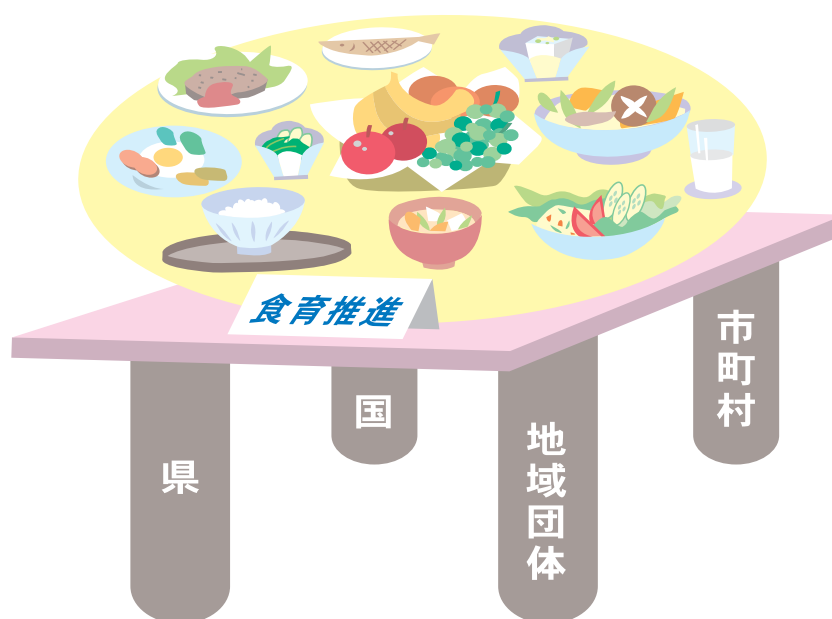
【食関連産業等の課題】

項 目	主 な 内 容
食料自給率の低下	食の海外依存（輸入食品等の増加）、全国食料自給率の低下（カロリーベース40%）、担い手の高齢化と生産額の減少、米や野菜、りんごなどの消費減少
食品廃棄物の増加	家庭等での食品ロスの増加、ホテル・外食産業等での食品残さなど廃棄物の増加

3 社会全体で食育の推進

かつて、食育の中心は家族のふれあいの場である家庭の食卓でした。家庭での食事を通して、家族の心身の健康と安定が保たれるとともに、子どもたちの食べ物に感謝する心、思いやりの心などが養われ、食事での躰（しつけ）も行われてきました。また、日本食のもつ独特の素材（食品）の香りや旨味、そして四季を感じる事ができる味覚が育まれてきました。

今日、ライフスタイルが多様化し、個々の生活時間帯が異なる中では、家族が揃って食事をすることが難しくなっており、家庭の食事だけで食育を担うことが難しい状況にあります。そこで、個人、家庭、学校、地域など社会全体で食育を進めていくことが求められてきています。



第2章 食育推進の基本方向

第1 食育推進の基本方向

食育推進の基本方向については、県民が生涯を通して健康で活力に満ちた『暮らし』を実現していくことを目標として、県民一人ひとりが、自らの健康をつくり維持していくために、望ましい食べ物を選択して組み合わせる能力を高めていくことや、乳幼児から高齢者まで各世代を対象に食生活の改善への取組みを促進していくことができるよう、家庭や学校はもとより、社会全体で食育推進の取組みを点から線、線から面に広がっていくよう進めていきます。

このため、食育の推進に当たっては、バランスよく豊富に生産される本県の農林水産物の活用、健康のための活動の推進、多様な食文化の継承や創造など青森県らしさを生かしながら、県民の子どもや家族の健康を願う心を結集し、県と県民の協働により、健康で思いやりのある子どもの育成と健康で活力のある地域社会づくりを進め、いきいきとした『暮らし』を実現していきます。

さらには、食育の推進を通して、食に関わる多くの関係機関・団体・事業者等と連携して、食を提供する農林水産業と農山漁村の活性化、食生活を支える関連産業の振興に努め、地域の活性化を図って、全国や海外にも発信する「食に強い青森県」をめざしていきます。

1 青森県らしさを生かした食育の推進

(1) 豊富な農林水産物を積極的に活用した食育活動

青森県では、山、川、海の豊かな自然環境を生かして農林水産物がバランスよく生産され、これを活用した加工食品が数多く県内外に広く供給されていることから、それら県産農林水産物を積極的に活用し、栄養バランスのとれた食事を通して食体験と味覚を育て、食の大切さや命の尊さなどを感じるやさしい心を養い、心身ともに健やかな子どもたちを育成し、健康で明るい家庭を築くことを応援していきます。

(2) 豊かな自然や食環境を生かした健康活動

本県においては、罹患率が全国平均を上回っている生活習慣病の予防が重要な課題となっていることから、豊かな自然や恵まれた食環境、多様な人材を活用した食育学習を通して、子どもときから規則正しい食習慣を身につけるとともに、それぞれの体力に応じた運動に取り組むことによって、生活習慣病を予防し、県民一人ひとりがはつらつと元気で活力にあふれる社会を形成していきます。

(3) 食文化の継承と新たな食文化の創造

本県の歴史と風土に培われ、四季折々に生産される農林水産物と地域食材を生かした郷土料理や地域に根ざしてきた伝統的な食文化を継承するとともに、現代の多彩な食材と料理方法などの食環境を生かして、現代生活にも対応できる多様な食事の工夫や新たな食文化を創造して、健全な食生活の実現をめざしていきます。

2 県と県民協働による食育の推進

(1) 家庭での楽しい食生活の実践

家庭での家族による楽しい食生活を通して、規則正しい食習慣と食事マナーを身につけながら、食品に対する知識を深め、家庭の食事、外食・中食など多様な食を自らの手で選択できる子どもたちの育成を応援していきます。

(2) 健全な食生活で健康づくりの推進

食生活の基本は家庭ですが、成長する過程や成人になってからは、さまざまな環境の中で食生活を送っていきます。

成長段階や各世代で自らの食生活を見つめ、改善に努めながら、真に豊かな食生活を送るとともに、ライフステージに応じてスポーツなどの健康づくりのための余暇活動にも取り組み、いきいきとした『暮らし』の実現をめざしていきます。

(3) 食の安全・安心の推進

私たちは、健康を維持するための知恵を生かして、食べ物を選択して食事をしています。

県民の健全な食生活を支えるため、安全・安心な青森県の農林水産物の供給を促進しながら、食文化の継承や新たな食文化の創造、地域や産業の活性化に結び付く取組みを進めます。

3 食を支える関連産業の発展

(1) 食を提供する農林水産業と農山漁村の活性化

健全な食生活を促進していくため、豊富な農林水産物が生産されているメリットを生かして、食材や加工食品の製造と供給体制の整備やふるさとの食文化などを活用して農山漁村の活性化を図っていきます。

(2) 食生活を支える食関連産業の振興

現代生活の中で健全な食生活を実現するとともに、食生活に美味しさ、楽しさ、利便性の要素を加えた食育が展開できるよう、食品製造や食品販売をはじめとする食育等に関連する産業の振興を促進していきます。

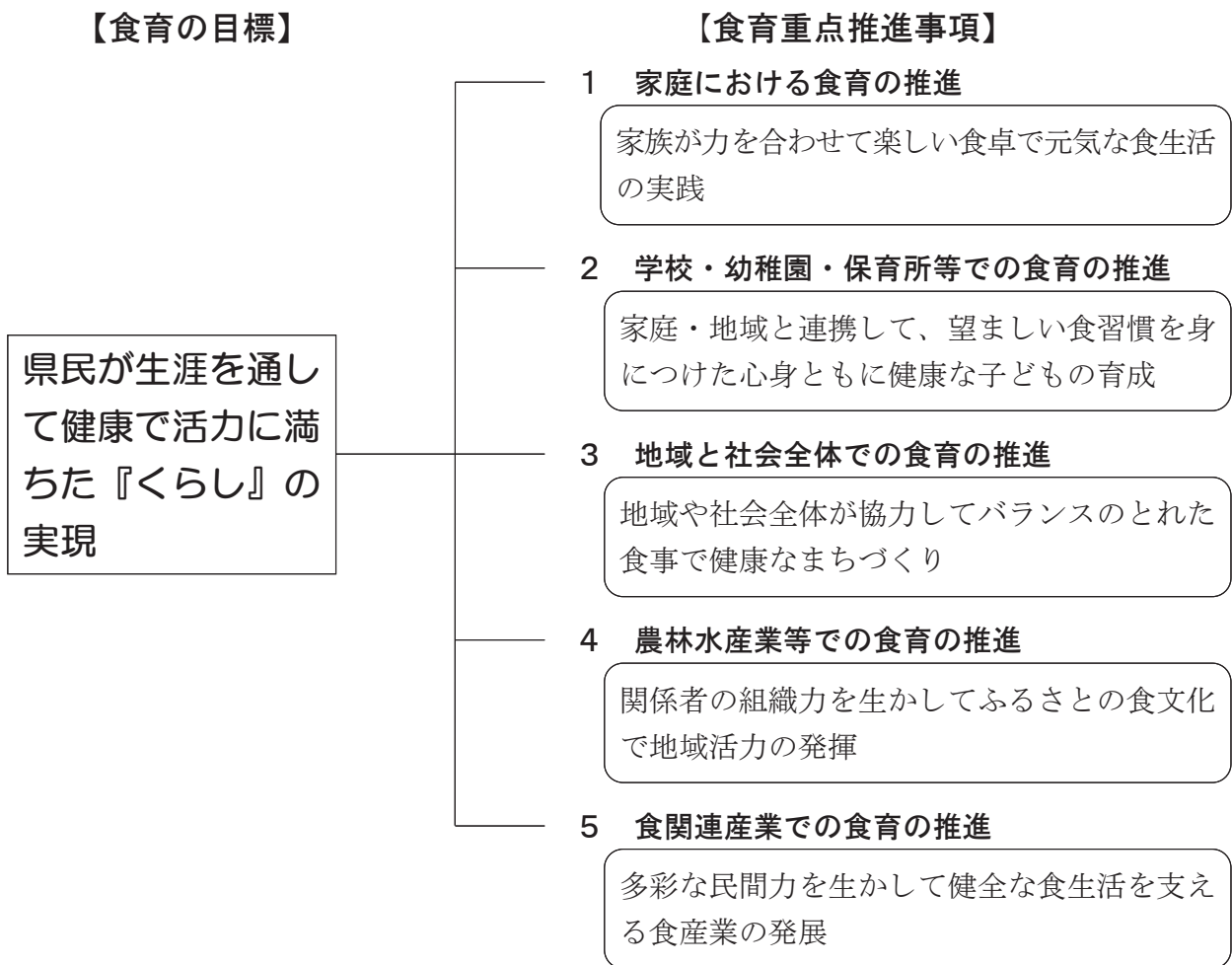


第2 食育の重点推進事項

健康は自分だけのものではなく、家族、地域社会、そして青森県の財産です。

「健康で活力に満ちた『暮らし』の実現」をめざしていくため、5本の重点推進事項を柱に据えて、「県と県民協働」の取組みを基本に、県内全体に食育推進の取組みを広げて発展させていくことが重要です。

このため、個人、家族、学校等、地域、医療をはじめとする専門家と社会全体が連携協力し、県民一人ひとりが自覚を持って食育を進めていくとともに、農林水産業や食品関連産業等の知恵や工夫を生かし、組織力や民間力を発揮した取組みを促進して実効を上げていきます。



健康なまち：まちには、健康で活力に満ちた町と、地域の方が集うコミュニティとしてのまちを意識した意味を込めています。

食育推進の基本方向

県民が生涯を通して健康で活力に満ちた『暮らし』の実現

基本方向

いきいきとした
「暮らし」の実現

県民一人ひとりが自らの健康を維持できる力
・自分に必要な食品を選択、組み合わせる力
・各世代の食生活改善
・家庭、学校、社会全体が食育に取り組む

青森県らしさを生かした食育の推進

- ① 豊富な農林水産物を積極的に活用した食育活動
- ② 豊かな自然や食環境を生かした健康活動
- ③ 食文化の継承と新たな食文化の創造

県と県民の協働による食育の推進

- ① 家庭での楽しい食生活の実践
- ② 健全な食生活で健康づくりの推進
- ③ 食の安全・安心の推進

食を支える関連産業の発展

- ① 食を提供する農林水産業と農山漁村の活性化
- ② 食生活を支える食関連産業の振興

重点推進事項

家庭における食育の推進

学校・幼稚園・保育所等での食育の推進

地域や社会全体での食育の推進

農林水産業等での食育の推進

食関連産業での食育の推進

一つ一つの取り組みが、点から線、線から面へと広がる

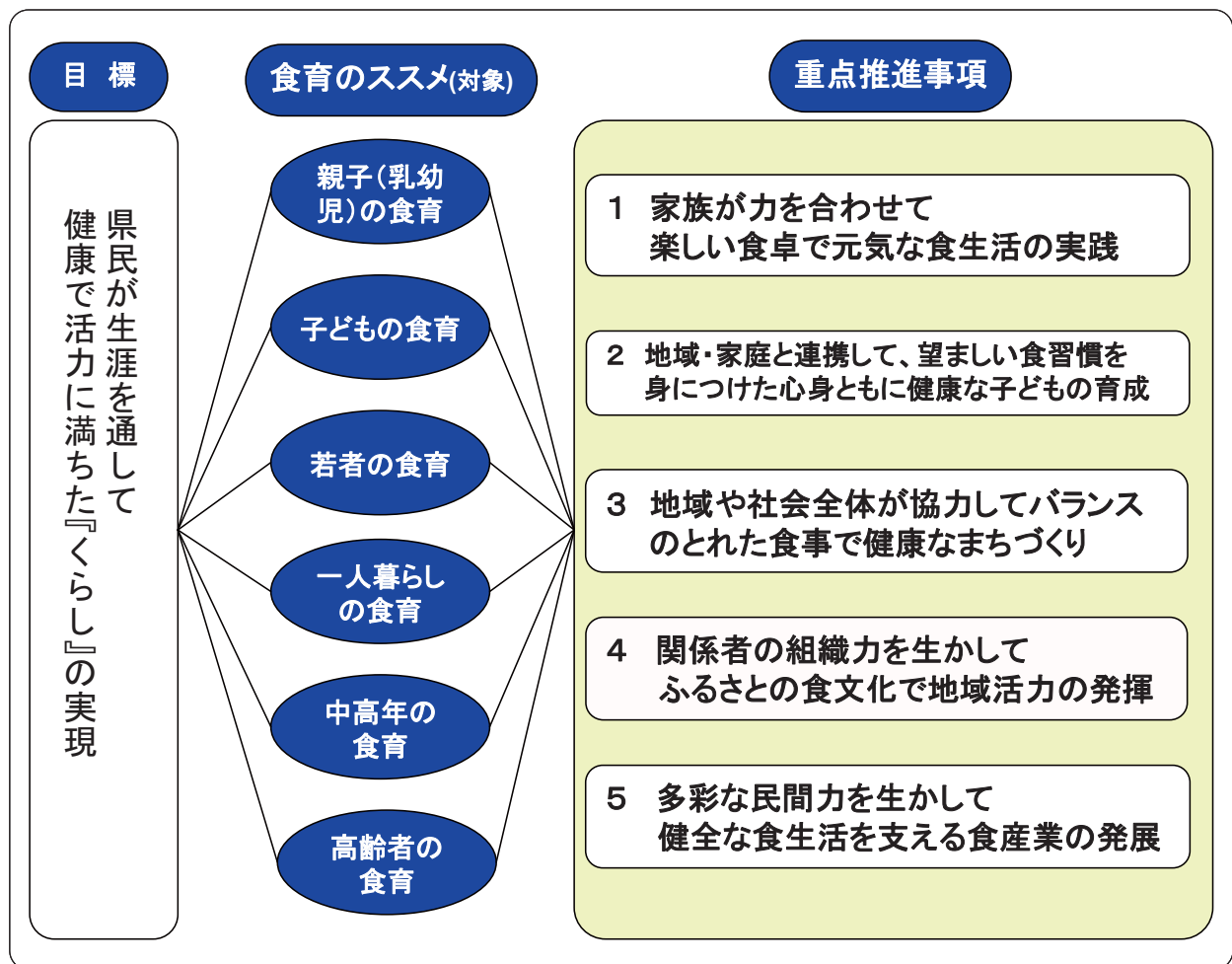
第3章 食育協働の取組内容

第1 食育推進の仕組み

1 『食育のススメ』の推進

私たちの食生活は、それぞれの成長過程で必要な栄養の摂取と健康の維持とともに、心の豊かさの醸成などに大きな影響を与えます。食事の大切さなどに対する理解を深めて食生活の改善などを進めていくため、国及び県の食生活指針と食事バランスガイドなどを活用しながら、妊産婦、お母さんやお父さんと乳幼児、子ども、若い人、ひとり暮らしの人、中高年者、高齢者の県民のみなさんが毎日の食生活や食育について考えて、家族がそれぞれにできることから積極的に協力し合って進める共同参画による家庭での取組み、各世代や個人の健康管理と食生活改善に県民全員で取り組んでいく『食育のススメ』を推進していきます。

食育のススメの考え方



協働：協働は、県と県民が、食育という一つの目的を達成するために、協力・補完する意味を込めています。

2 『食育の環（わ）づくり』の促進

(1) 多様な関係者の連携・協力

食育は、私たちの生活と社会に関わる県民全体の問題です。社会を構成している個人や団体、会社などそれぞれができることから取り組んでいくこと、食の安全・安心の確保を図り、前向きな姿勢で連携の環を広げていくことにより、食育推進の効果を一層高めることが可能となります。

このため、家庭、学校、地域社会、関係機関、民間企業、保健・医療機関、県、国等が連携・協力を図りつつ、食育の推進主体や実施主体、応援隊がそれぞれの役割を果たして実効あるものにします。

(2) できるところからの取り組み

食育は、息の長い取り組みです。無理のない取り組みをできるだけ継続させることが大切です。

また、個人の生活スタイルは、容易に変えることが困難な場合も多いので、地域や食育協力団体となっている外食・中食等食関連企業など、食育に関わる多くの方々の知恵を借り、意見も参考にしながら自分たちでできることから、食育に取り組んでいきます。

(3) 環（わ）の力の発揮

県は、県民の自主自立の精神による主体的な方策を推進し、食育情報や取組状況の共有による意識高揚と推進内容の見直しなどに積極的に取り組むとともに、「地域住民による行動力」や「県民全体による総合力」が発揮される食育の環づくりと環の連携強化に努めます。

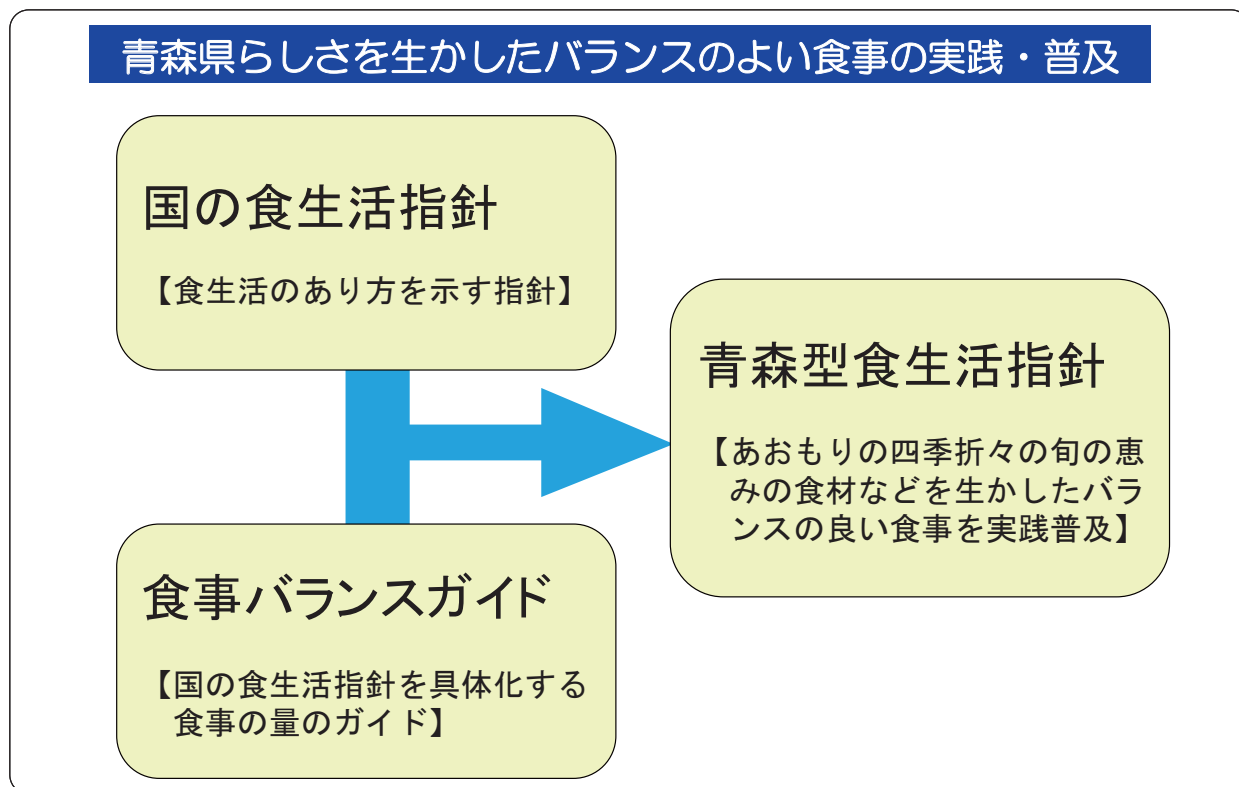
環（わ）：広く丸い形のもの、めぐる、めぐらす、周りと周りを取りまく。の意。

食育に取り組む全ての人が環になって、いきいきとしたくらしの実現を図ることをイメージしています。

3 バランスのよい食事の実践・普及

県民一人ひとりが、食生活指針や食事バランスガイドなどを参考に、自らの食生活を見直して、四季折々の旬の恵みの食材などを生かしたバランスのよい食事を実践していくことが大切です。

青森県らしさを生かしたバランスのよい食事の実践・普及



(1) 国の食生活指針

食生活指針は、平成12年3月に当時の文部省と厚生省、農林水産省が共同で、健康で楽しく豊かで望ましい食生活のあり方を示しています。

【国の食生活指針】

- 食事を楽しみましょう。
- 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
- 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- ごはんなどの穀類をしっかりと。
- 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。
- 食塩や脂肪は控えめに。
- 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。
- 食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。
- 調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。
- 自分の食生活を見直してみよう。

(2) 食事バランスガイド

食事バランスガイド（平成17年6月策定）は、厚生労働省と農林水産省が、食生活指針を具体的な行動に結び付けるため、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をコマの形のイラストで示したものです。

1日分の料理・食品例の食事バランスに、水を中心軸にして、運動での回転力による安定とお菓子や嗜好品をコマを回すヒモで表し、バランスが悪くなるとコマが倒れることを表したものです。

食事バランスガイドには、子育て世代、太り気味の男性、一人暮らしのタイプ別に3種類が示されています。

食事バランスガイド
あなたの食事は大丈夫？

1日分	料理例
5-7 主食(ごはん、パン、麺) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん(小盛り)1杯、おにぎり1個、餅1つ1枚、ロールパン2個 15つ分 = ごはん(中盛り)1杯 2つ分 = うどん1杯、もやしそば1杯、そばうどん
5-6 副菜(野菜、きのこ、いも、海藻料理) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 野菜サラダ、きゅうりとわかめのお酢の物、鶏たくあん、ほうれん草のお浸し、ひじきの煮物、煮豆、きのこソテー 2つ分 = 野菜の煮物、野菜炒め、芋の煮つけごぼうし
3-5 主菜(肉、魚、卵、大豆料理) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 肉、鶏、豆玉焼餅1皿 2つ分 = 焼肉、魚の天ぷら、まぐろの刺身 3つ分 = ハンバーグステーキ、豚肉のしょうゆ焼肉、焼肉のから揚げ
2 牛乳・乳製品 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳200ml、チーズ1かけ、クリームチーズ1かけ、ヨーグルト1パック 2つ分 = 牛乳1本
2 果物 みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個、りんご半分、バナナ1本、梨半分、ぶどう半房、桃1個

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

(3) あおもり型食生活指針

青森県では、平成13年度から展開しているあおもり「いのち育む」食の県民運動の一環として、平成15年3月に「青森県版食生活指針策定委員会」が、県産農林水産物を積極的に取り入れて食生活を改善していくため、あおもりのフードガイドピラミッドと食事メニューに、健康・医療や栄養などの視点を加えた『あおもり型食生活指針』を作成して、その普及に努めています。

あおもり型食生活指針

- 食事を楽しみましょう
- バランスのよい食生活で適正体重を維持しましょう
- あおもりの豊かな食材を活かした料理をとりいれましょう
- あおもりの環境に優しい食生活を心がけましょう



第2 県と県民協働の取組み

1 家庭における食育の推進

家族が力を合わせて楽しい食卓で元気な食生活の実践

【基本方向】

食をめぐる環境が大きく変化している中で、食習慣の乱れなどが生じていることから、家族一人ひとりが、子どもや自分たちの食生活を大切に、健全な食生活を実践していくことが求められています。

特に、成長期にある子どもたちは、健全な心身を作るとともに、生涯にわたる生活習慣の基礎や、豊かな人間性が培われる大切な時期であることから、食事の大切さを知り、健康維持とともに自然の恵みや食べ物に対する感謝の気持ちや思いやりなどの心を醸成していく上で、日々の食育の原点となる家庭の役割は非常に重要です。

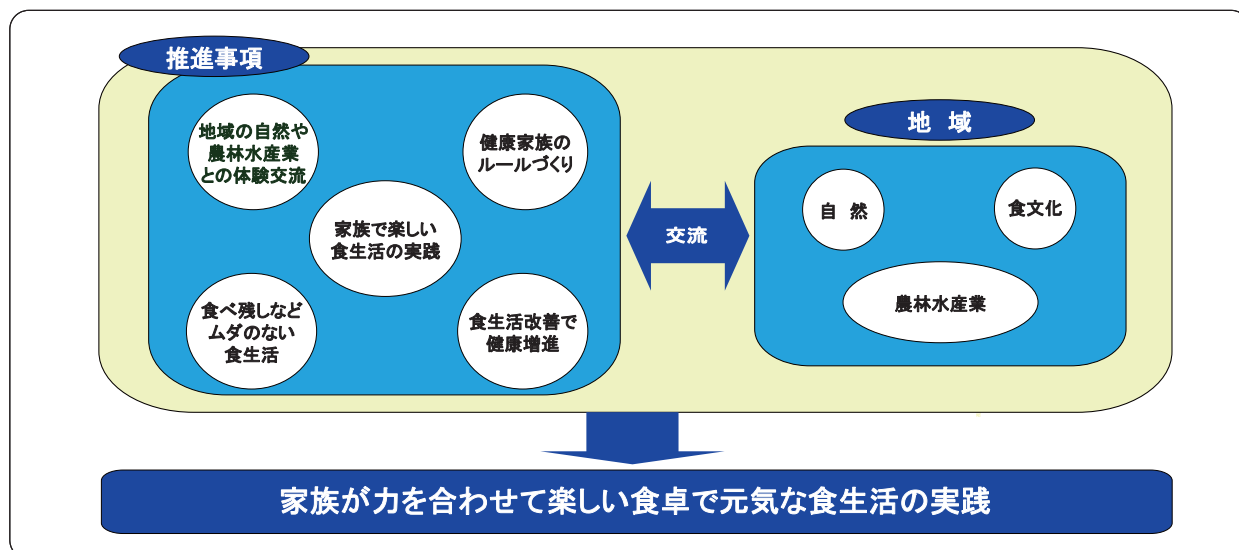
そこで、家庭においては毎日の食生活について家族全員でよく考え、家族一人ひとりが自分でできることに積極的に取り組むという視点で、食事の内容や体と心の状況に合わせて食生活の改善を進めましょう。

さらには、季節を感じながら食事を楽しみ、「モットイナイの精神」を大切にする気持ちで食べ物を大切に、食文化にも触れて豊かな心を養い、動物や植物からいのちをいただいていることに感謝し、命を大切にする心を育んでいきましょう。

【主な推進事項】

- (1) 家族で楽しい食生活の実践
- (2) 健康家族のルールづくり
- (3) 食生活改善で健康増進
- (4) 食べ残しなどムダのない食生活
- (5) 地域の自然や農林水産業との体験交流

家庭における食育の推進



2 学校・幼稚園・保育所等での食育の推進

家庭・地域と連携して望ましい食習慣を身につけた

心身ともに健康な子どもの育成

【基本方向】

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、子どもの心身の健全な育成に重要な役割を果たしている学校、幼稚園や保育所等の関係者には、あらゆる場や機会を利用した積極的な食育の推進が求められています。

また、学校等の食育は、子どもたちが望ましい生活習慣を身につける上で大変効果的であり、子どもたちの家庭・地域での食育の充実につながるものとなります。

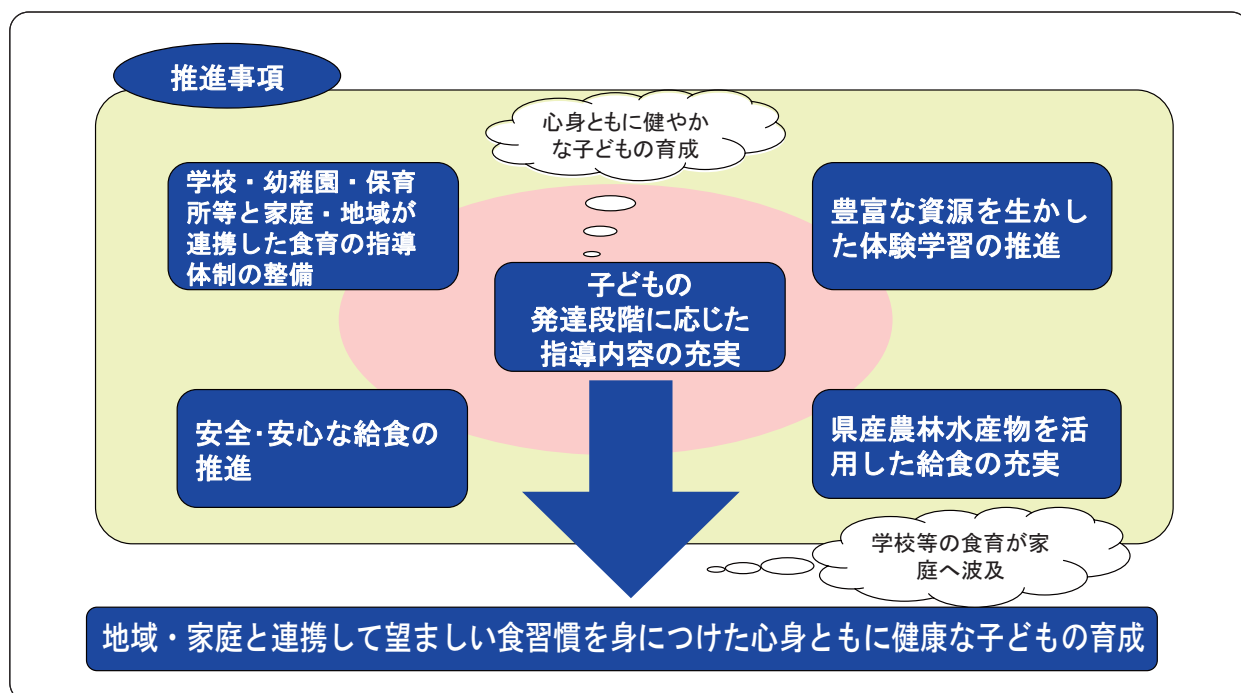
そこで、学校・幼稚園・保育所等においては、子どもたちが正しい食習慣を身に付けられるよう、家庭・地域との連携による指導体制の整備を進めるとともに、教科等での食育の実践や、子どもの発達段階に応じた指導内容の充実に努めていきましょう。

さらに、本県の特徴である豊富な自然環境や資源を生かした体験学習や、食育の生きた教材となる給食の充実に努め、食の大切さや感謝の気持ちを持った元気で健やかな子どもを育てましょう。

【主な推進事項】

- (1) 学校・幼稚園・保育所等と家庭・地域が連携した食育の指導体制の整備
- (2) 子どもの発達段階に応じた指導内容の充実
- (3) 豊富な資源を生かした体験学習の推進
- (4) 安全・安心な給食の推進
- (5) 県産農林水産物を活用した給食の充実

学校・幼稚園・保育所等での食育の推進



3 地域や社会全体での食育の推進

地域や社会全体が協力してバランスのとれた食事で健康なまちづくり

【基本方向】

県民一人ひとりが、健康で生き生きと暮らしていくためには、各世代に応じた食育を推進することが必要です。

特に、生活習慣病等を予防し、生涯にわたって健康な生活を送るためには、継続性のある活動で健全な生活習慣を身につけることが大切であり、地域や社会全体が知恵と力を合わせて、心身ともに健康であることが求められます。

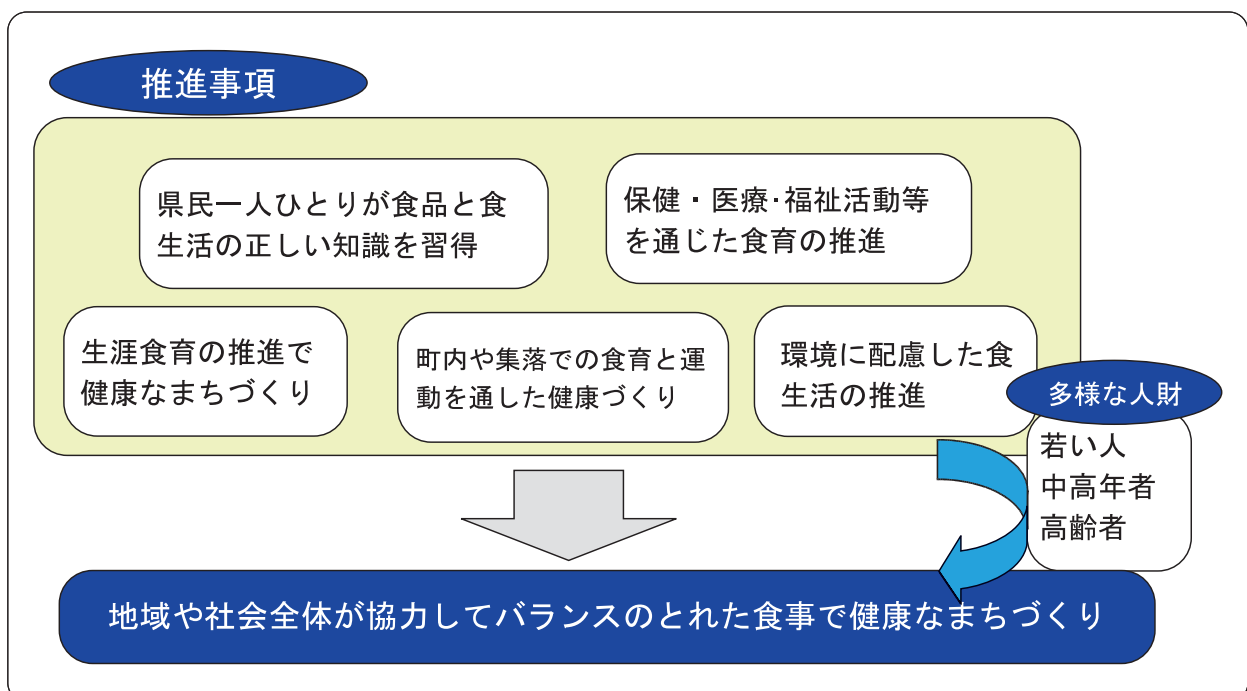
このため、青森県の大切な人財である、現代社会を担っている若い人や中高年者の方、そして多くの社会経験を積んだ高齢者や生涯現役の方々も、保健・医療・福祉施設等関係機関の協力を得ながら、健全な生活を実践していただき、元気のある社会を創り上げていきましょう。

また、農林水産県のメリットを生かしたバランスのとれた料理や先人の知恵が育んだ郷土料理など健全な食生活を実践するとともに、環境等にも配慮した健康なまちづくりを地域社会全体が協力して進めていきましょう。

【主な推進事項】

- (1) 県民一人ひとりが食品と食生活の正しい知識を習得
- (2) 保健・医療・福祉活動等を通じた食育の推進
- (3) 町内や集落での食育と運動を通じた健康づくり
- (4) 生涯食育の推進で健康なまちづくり
- (5) 環境に配慮した食生活の推進

地域や社会全体での食育の推進



4 農林水産業等での食育の推進

関係者の組織力を生かしてふるさとの食文化で地域活力の発揮

【基本方向】

日本人の食生活が欧米化や外部化などの広がりを見せている一方で、日本食が健康によい食事として世界中から注目を集めています。私たちは、今一度、栄養バランスの取れた日本型食生活を見直し、地域の優れた伝統的な料理や食材などに目を向けて、健康づくりの視点から食の国際化・多様化などにも上手に対応していくことが求められています。

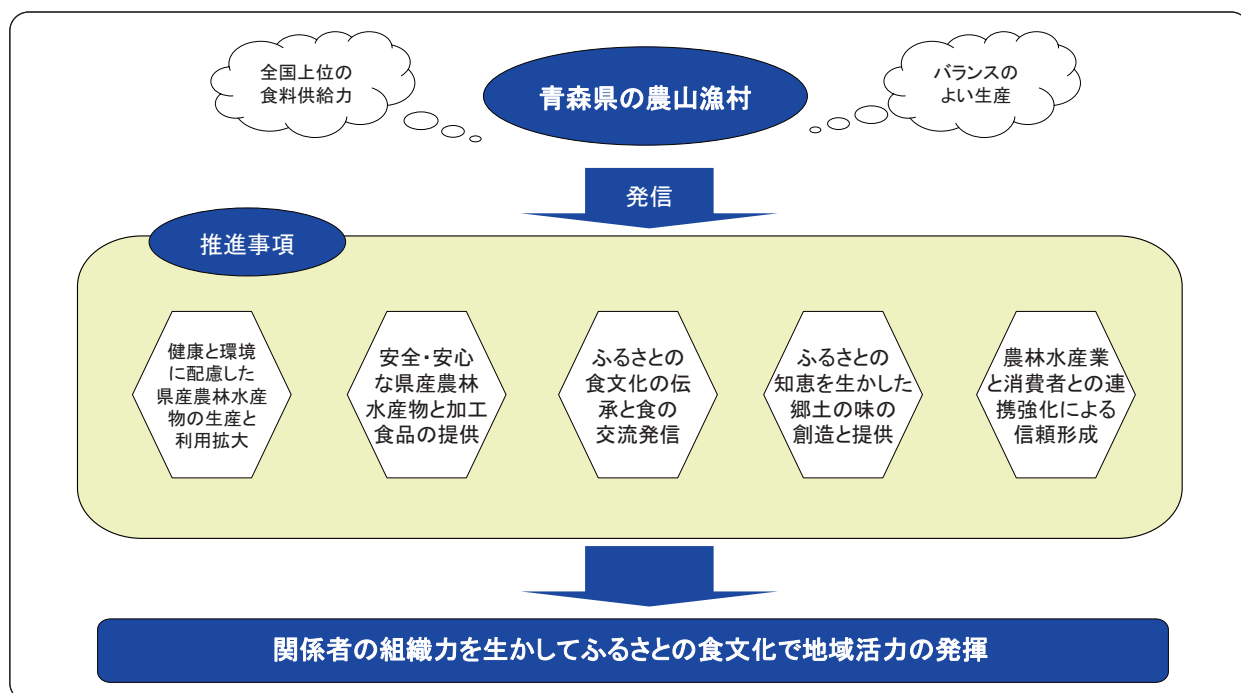
食生活の充実と改善に当たっては、本県の全国上位の食料供給力と数多くの農林水産物がバランスよく生産されているというメリットを生かしながら、環境と調和のとれた米や果物、野菜、山菜、畜産物、水産物の生産と、これら農林水産物の加工品づくり、豊かな食材等を生かした郷土料理の提供など、青森県の良さを生かした食材の供給拡大と供給体制の整備を進めていきましょう。

さらには、ふるさとの食文化の伝承と郷土の味を通して、消費者と生産者との食の交流の推進、安全・安心な県産品の提供による信頼の確立など、関係者の組織力、活力を発揮して、農山漁村地域から食育を発信していきましょう。

【主な推進事項】

- (1) 健康と環境に配慮した県産農林水産物の生産と利用拡大
- (2) 安全・安心な県産農林水産物と加工食品の提供
- (3) ふるさとの食文化の伝承と食の交流発信
- (4) ふるさとの知恵を生かした郷土の味の創造と提供
- (5) 農林水産業と消費者との連携強化による信頼形成

農林水産業等での食育の推進



5 食関連産業での食育の推進

多彩な民間力を生かして健全な食生活を支える食産業の発展

【基本方向】

私たちの食生活は、食文化や食に関わるさまざまな産業活動によって成り立っています。「食」を担っている各産業が、将来にわたって健全に発展していくことによって、県民の安全・安心な食生活が確保されていきます。

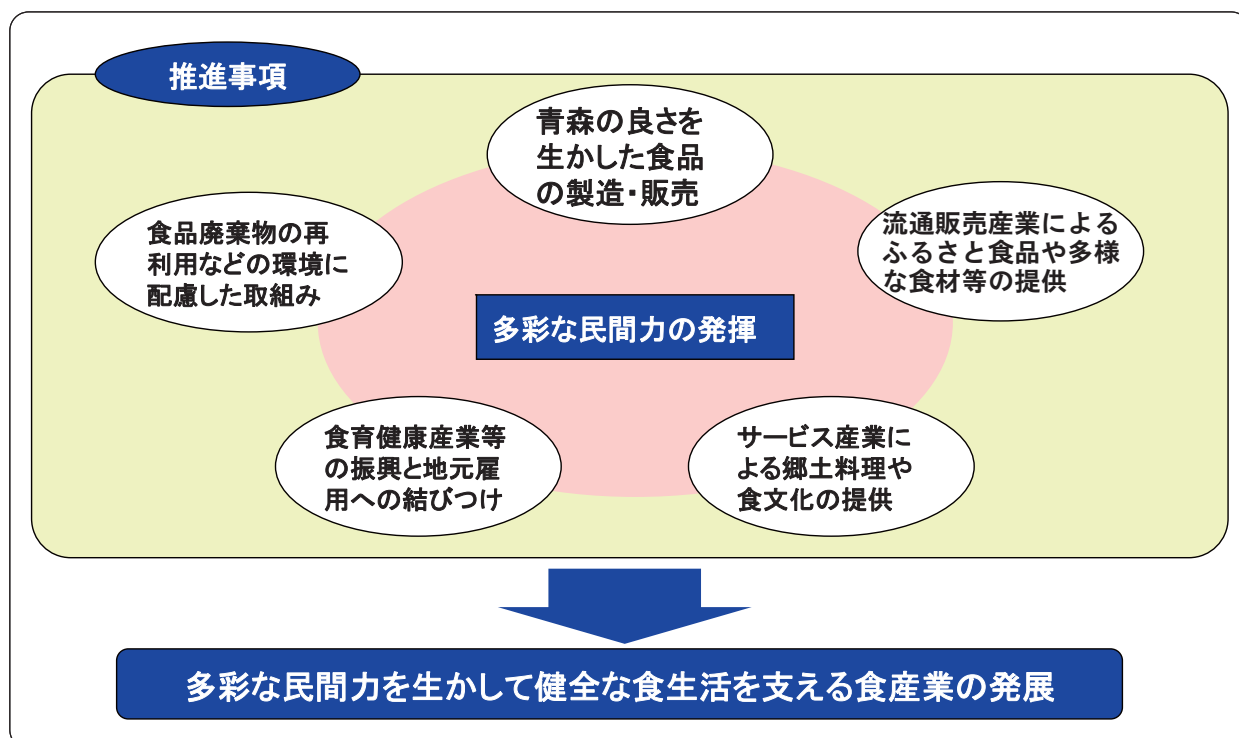
一方では、いきいきと働ける豊かな社会を創造していくために、地域の特性を生かした地域産業の振興と新たな産業の創造などを図っていく必要があります。

このため、安全・安心な農林水産物やふるさと食品、さまざまな食材などを提供する食産業の取組みをはじめとする多彩な民間の力を生かして、地域経済に活力が生まれるように、本県の豊かな自然環境や農林水産物の食料資源と人財等を生かしながら、食生活を支える食品の製造販売産業、食のサービス産業、食育に着目した健康産業等の関連産業による主体的な取組みと、食品廃棄物の再利用など環境にもやさしい産業として発展をめざしていきましょう。

【主な推進事項】

- (1) 青森のよさを生かした食品の製造・販売
- (2) 流通販売産業によるふるさと食品や多様な食材等の提供
- (3) サービス産業による郷土料理や食文化の提供
- (4) 食育健康産業等の振興と地元雇用への結びつけ
- (5) 食品廃棄物の再利用など環境に配慮した取組み

食関連産業での食育の推進



第3 食育推進の指標（平成22年度まで）

食育を県民運動として推進するためには、市町村における推進体制の構築や県民の意識の向上などが不可欠であることから、市町村における計画の作成や県民の食育に対する意識の変化などを指標とします。

指 標 項 目	指 標 値	
	現 状	平成22年度
市町村食育推進計画の作成	—	100%
食育に関心を持っている県民の割合	—	90%以上
「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合	—	60%以上
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	—	60%以上

食育行動プランの指標

食育行動プランの中で各団体が、食育推進ために実施する活動量や期待値などを指標として設定します。

〈項目の例〉

- 食育推進ボランティアの数
- 食育フォーラムの開催数
- 農作業体験の取組みがなされる市町村の割合
- 食育に関する体験交流、情報発信などの取組みを行っている農協・漁協
- 学校給食における地場産物の使用割合
- 栄養教諭の配置数
- メタボリックシンドロームを認知している県民の割合
- 肥満者の割合（成人の肥満者の割合）
- 朝食を毎日きちんと食べる子ども（小学生）の割合
- むし歯のない3歳児の割合
- 野菜の摂取量（成人）
- 果物の摂取量（成人）

第4章 食育推進の体制と役割

第1 食育の取組体制

食育の推進にあたっては、活動内容が各分野にわたるとともに、県内外に広く及ぶことから、関係機関・団体が相互に協力をして体制を整えながら、連携して、総合力の発揮に努めていきましょう。

1 食育の推進主体

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 青森県食育推進会議 | 食育の推進機関や実践・協力団体の代表、学識者、行政など |
| (2) 県 | 青森県関連部局、地方段階の関係機関など |
| (3) 市町村 | 市町村関係部局と関係機関など |
| (4) 関係団体等 | 農林水産業、食品産業、健康福祉、教育等の団体など |
| (5) 国 | 東北農政局青森農政事務所と国の関係機関など |

2 食育の実施主体

- | | |
|--------------|---|
| (1) 家庭 | 各個人、家族全員 |
| (2) 学校等 | 保育所・幼稚園、各学校、各施設、PTA、幼児、児童、生徒など |
| (3) 医療・福祉施設等 | 病院等医療機関、福祉施設など |
| (4) 地域住民 | 集落・町内会等の地域住民、民生委員など |
| (5) 会社等（職域） | 県内の一般会社や各種団体など |
| (6) 食品関連企業 | 食品製造業、卸売市場、販売業、ホテル・飲食業等の関連企業など |
| (7) 関係団体等 | 医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会、保育連合会、農林水産業関係団体、食品産業関係団体、消費者団体、地域子育て支援センター、消費者団体、NPO、ボランティア団体など |

3 食育の応援隊

- | | |
|-------------|---|
| (1) 関係団体等 | 医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会、保育連合会、農林水産業関係団体、食品産業関係団体、消費者団体、地域子育て支援センター、消費者団体、NPO、ボランティア団体など |
| (2) 学校・教育機関 | 体験学習を受入実施の学校、大学、専門学校など |

第2 食育推進の役割

食育推進の役割については、食育をけん引していく推進主体、食育に取り組んでいく実施主体、食育の取組みを支援していく応援隊の各機関、団体、個人が分担・協力していきます。

1 食育の推進主体

(1) 青森県食育推進会議

推進計画の内容の提言、行動計画の作成、推進方策の検討、運動の促進と活動等のコーディネート

(2) 県

関係部局や機関との連携、青森県食育推進会議事務局、食育推進計画の策定、県事業の実施、市町村や団体等の指導、食の情報の提供と調査

(3) 市町村

関係部局や機関との連携、市町村食育推進会議事務局、食育推進計画の策定、市町村事業の実施、実施主体や応援隊との連携、都市との交流

(4) 関係団体等

農林水産業、食品産業、健康福祉、教育等の団体での主体的推進

(5) 国

東北農政局青森農政事務所等による関係機関との連携推進、関係省庁による国内外食等の情報提供と調査研究、県や市町村等の支援

2 食育の実施主体

(1) 家庭

家族全員による食への関心の高まりと楽しい食卓づくりによる元気な食生活の実践

(2) 学校等

学校での食育の充実、学校や施設等と家庭、地域の連携による食育活動の推進

(3) 医療・福祉施設等

病院、施設での個々の実情に応じた食生活指導、検診等での食育活動の推進

(4) 地域住民

地域住民、集落・町内会での食生活と健康等に関する活動と家庭や学校等の連携

(5) 会社等（職域）

会社や事業所、各種団体等による食育に関する自主的な取組みや食育等に関連する地域貢献と健全な発展

(6) 食品関連企業

食品関連企業等での主体的な食育推進と新しい分野の拡充などへの取組み

(7) 関係団体等

専門家等による地域住民等への健康に関する啓発の取組み

農林水産業者による生産販売や食の提供機会の拡大や食育関係団体等による食文化等を生かした活力発揮

3 食育の応援隊

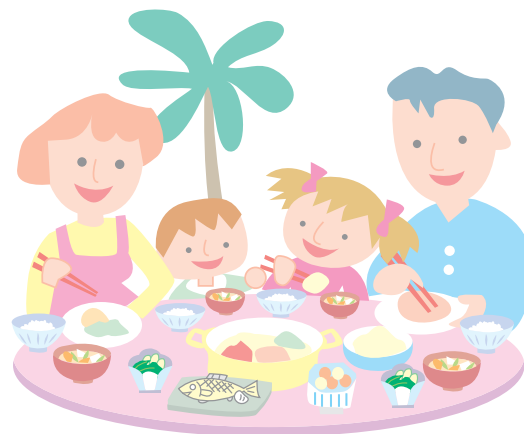
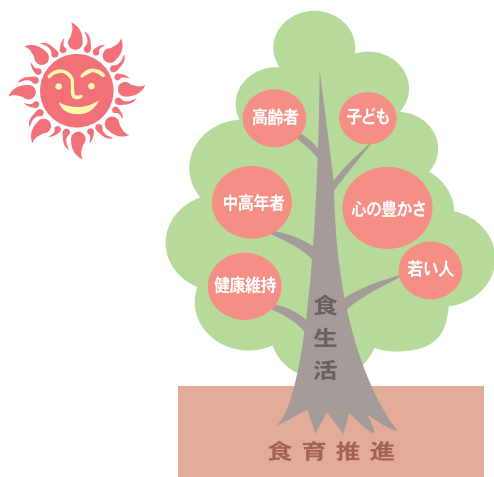
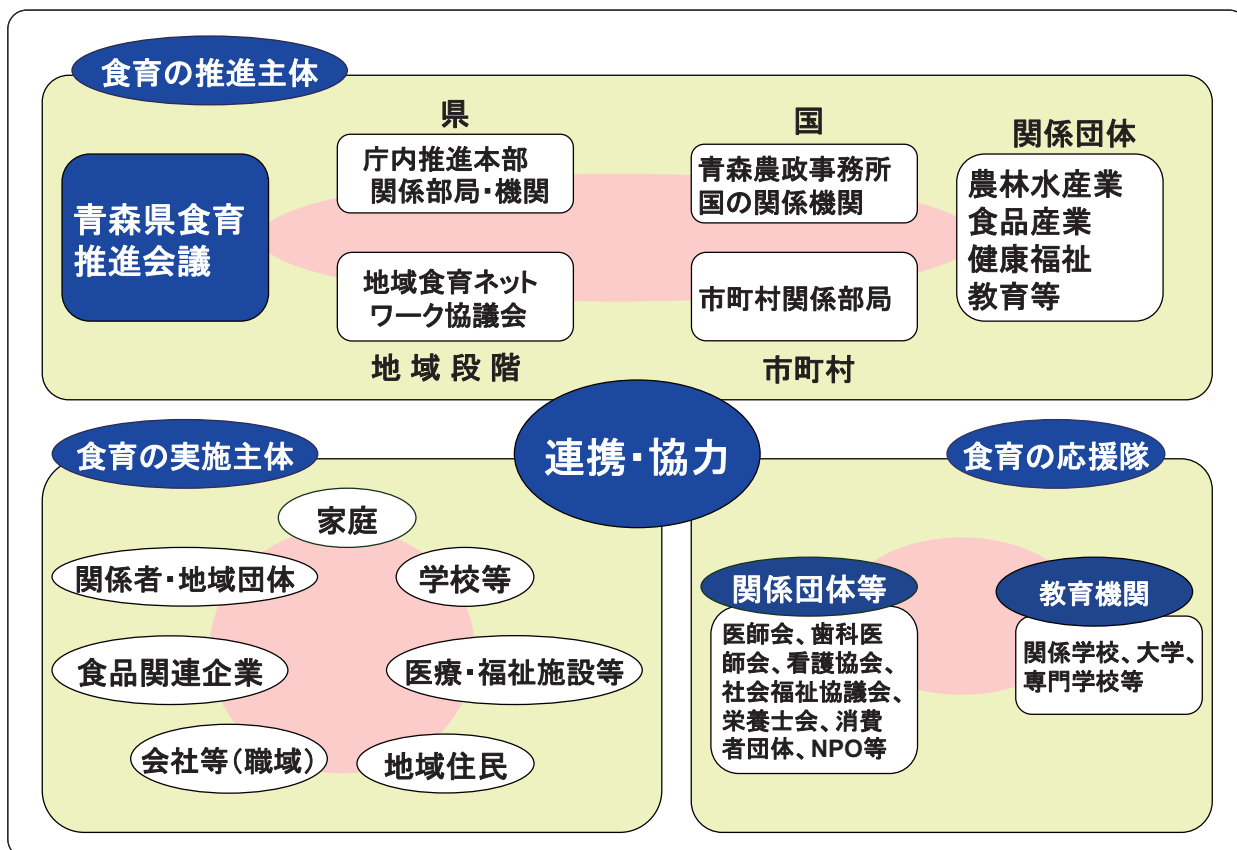
(1) 関係団体等

食育関係団体や食育関連資格者等による食育推進と健康増進等に関わる活動応援

(2) 学校・教育機関

大学や専門学校等による食育学習や体験学習の受け入れ指導、食育関係の指導者養成

食育推進の体制



第5章 食育推進の対策

食育推進の対策については、各機関等が必要な対策を展開していくこととなりますが、この計画では、県段階における取組みと県が支援していく対策等を明示して、食育を推進していきます。

1 全体に係わる総合対策

推 進 事 項	主 な 内 容
青森県食育推進会議の設置・運営と食育行動プランの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県食育推進会議の設置・運営及び食育行動プランの作成
県食育推進計画の策定と見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県食育推進計画の策定 ・広報活動
食育啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・いただきます！あおもり食育県民運動の展開 ・地域の活動等に対する支援 ・青森県食育県民大会の開催

2 地域活動を促進する対策

推 進 事 項	主 な 内 容
地域食育ネットワーク協議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域食育ネットワーク協議会の設置・開催 ・市町村等の取組みの促進
市町村の取組みの促進、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村での食育推進計画作成等の指導支援 ・地域版食事バランスガイドの策定
食の体験学習などの食育活動の指導支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農村・漁村地帯など異なる地域間の体験交流 ・先進的農業者や食文化伝承者との交流 ・食事バランスガイドの普及 ・食育推進ボランティアによる食生活診断

3 家庭や地域社会での食育を支援する対策

推 進 事 項	主 な 内 容
乳幼児の発育・発達に応じた健康づくりと食育の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健関係者を対象とした研修会、講習会等の開催
子どもたちの食生活調査と親子料理教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ボランティアによる、児童・生徒、地域住民対象の食生活診断と改善指導
食に関する安全・安心対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等への食品リスク講座の開催 ・リスクコミュニケーションの実施 ・地域セミナーの開催
栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会等による食育推進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ボランティアの養成 ・児童・生徒、地域住民を対象とした食生活診断と改善指導 ・食事バランスガイドの普及指導者の育成
農林水産業団体等による食育推進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業や食に関する資料等の配布 ・農林水産業や食品加工、調理等の体験学習の実施

推 進 事 項	主 な 内 容
NPO法人等による食育活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO、調理師会等民間団体が実施する食育事業への支援 ・ 食品事業者を対象とした食育研修
若年層及び壮年層・食品事業者等の食育推進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストアを利用した食事バランスガイドの普及啓発
妊産婦へりんごのある食習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全妊産婦にりんごの機能性を紹介した冊子配布

4 学校、保育所等での食育を支援する対策

推 進 事 項	主 な 内 容
学校での健康づくりと食に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりのための食育推進マニュアル等の作成 ・ 小・中学校、高校をモデルにした健康教育の実践
地域や関係団体の連携による農林水産業や食の体験学習等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、教師を対象とした食育推進研修
栄養教諭や栄養士等の養成と配置による食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現職の学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許を取得できるようにするための講習会の開催
農業高校や大学等での食育活動への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校・大学の食堂での栄養成分表示、県産食材活用の促進 ・ 高校生及び教員を対象とした体験学習
幼稚園や短期大学等での食育活動への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産品を活用して、幼稚園、短期大学での食育の推進

5 その他関連対策

推 進 事 項	主 な 内 容
食生活改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理師学校等での料理教室の開催 ・ 健康づくりセミナーの開催
農林水産業や自然体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生を対象とした農業用水、ほ場に関する研修会 ・ 小学生を対象とした水田の生き物観察会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山・川・海の感謝祭の開催 ・ 小学生を対象とした森林教室の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンツーリズム推進指導者の育成 ・ 青森グリーンツーリズム誘客活動
学校、病院等の給食を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産供給体制の整備 ・ 「ふるさと産品給食の日」の実施
県産品愛用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと産品消費県民運動の展開 ・ 生産者と消費者の交流会の開催

第6章 食育県民運動の展開

県と県民の協働活動によって、県民一人ひとりが自ら考えて食生活の改善や食育活動の実践を促進するため、運動展開の方針を共有して共通認識のもとに運動の重点期間を設定して促進します。

1 県民運動の名称

いただきます！ あおもり食育県民運動

「いただきます！」は食事の前の元気なあいさつです。

この言葉には、自然の恵み、野菜や動物などの命をいただいている、その命に対する感謝の気持ち、そして愛情を込めて料理してくれた人や生産者に対する感謝の気持ちが表されており、日本独特のものです。

いただきます！と元気なあいさつを合い言葉に、健全な食生活を実践し、健康で活力に満ちた『暮らし』の実現をめざして、積極的にあおもり食育県民運動を展開して、県と県民協働で食育を推進していきたいという想いを込めたネーミングとしました。

2 運動展開の内容

- (1) 県と青森県食育推進会議が毎年度の運動テーマや展開方法について検討し、活動を促進していきます。
- (2) 県内各地域において、風土、文化、産業などの特性を生かしながら、地域住民の連携と協力による特色ある食育推進を啓発していきます。
- (3) 国の食生活指針と食事バランスガイド、あおもり型食生活指針の普及に努めて、健全な食生活の定着を図っていきます。
- (4) 県内外に、食育の推進を積極的に情報発信していきます。

3 「食育月間」と「食育の日」の設定

(1) 食育月間の設定

青森県では、国の食育月間である6月と県産食材が豊富に出回る11月を食育月間として、食育活動の促進を図ります。

(2) 「食育の日」の設定

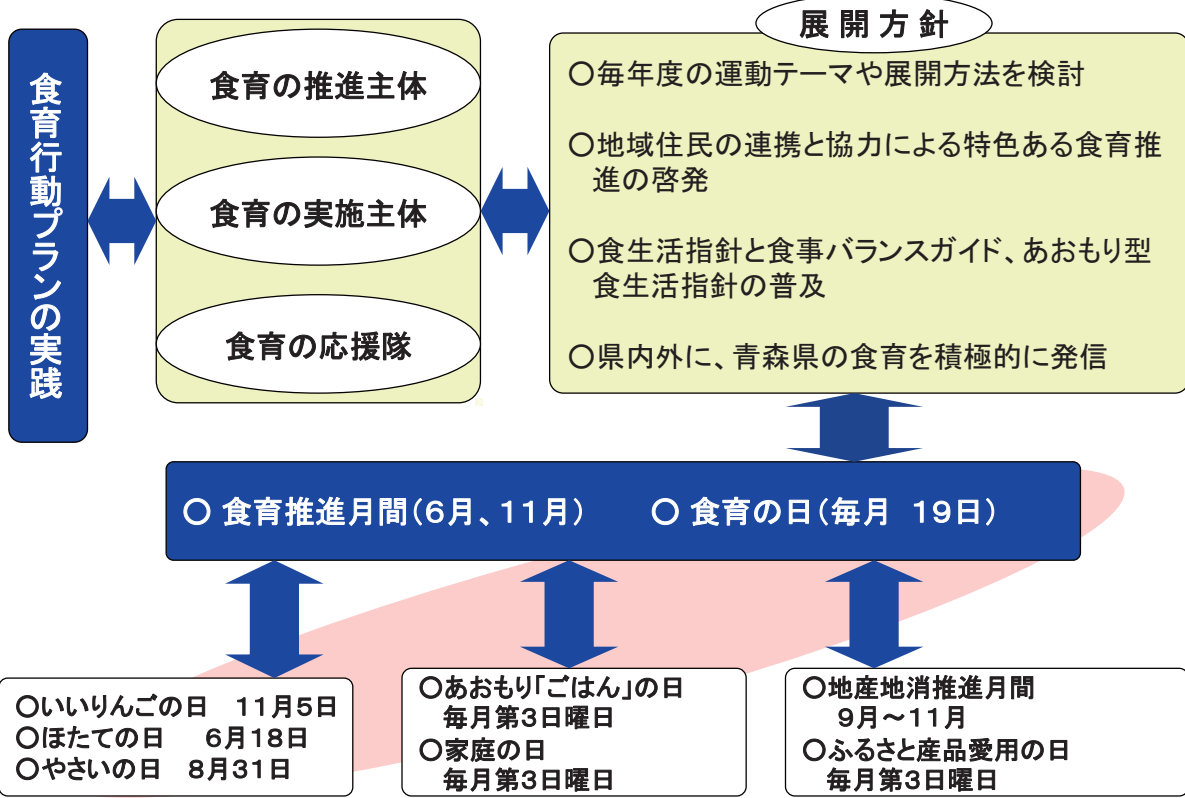
毎月19日を食育の日として、家庭をはじめ県民の食生活への関心を高め、各世代での食育に関する啓発を行います。

4 運動展開の期間

平成18年度から平成22年度の5年間



いただきます！あおもり食育県民運動



◇ 用語説明 ◇

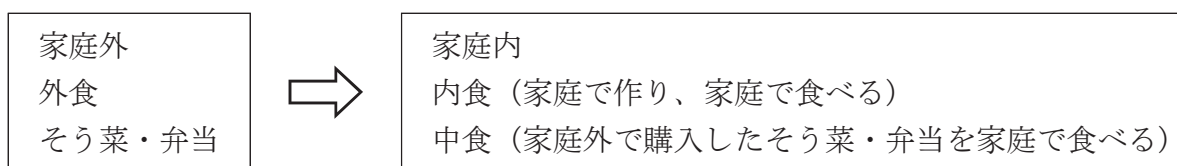
1 食育の語源

「食育」という言葉は、明治時代以降、知育、体育と並ぶものとして用いられてきた。出版物でも1898年には、陸軍薬剤監であった石塚左玄が、「通俗食物養生法」で「今日、学童を持つ人は、体育も智育も才育も全て食育にあると認識すべき。」と記している。さらに、1903年には報知新聞編集長であった村井弦齋が、連載していた人気小説「食道楽」の中で、「幼児には徳育よりも、智育よりも食育が先き。体育、徳育の根元も食育にある。」と食育について記述しています。

2 食の外部化等食の多様化

近年、家の中で行なわれていた調理や食事を家の外に依存する傾向が見られ、食品産業においてはこれら消費者ニーズに対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓が進んでいる。こういった傾向を総称して「食の外部化」という。

また、中食を利用することによって、家庭における調理の後片付けの手間と時間を軽減させることも「食の多様化」に含まれます。



3 中食（なかしょく）

手を加えなくても食事として食べられる状態に調理された食品を、家庭などに持ち帰って利用する食事形態で、内食（家庭で調理したものを家庭で消費）と外食（家庭外で調理されたものを家庭外で消費）の中間に位置する概念です。

4 「もったいない」

もったいないは、和製漢語「勿体（もったい）」を「無し」で否定した語。勿体の「重々しさ」「威厳さ」などの意味から、もったいないは「妥当でない」「不届きだ」といった意味で用いられていた。食育でいうもったいないは、「そのものの本来の価値が生かされていないで、無駄にされて惜しい。」という意味を指し、外国語に訳することが難しい言葉とされています。

昔からある言葉ですが、日本を訪れたケニアの環境副大臣でノーベル平和賞受賞者のワシントン・ムタイさんがしばしば口にしたことから、注目されるようになりました。

もったいないの精神は、ゴミの減量をめざす3R運動、リデュース（ゴミ削減）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の精神を一言で表す言葉として、世界中から注目されています。

5 国民の食に対する意識、食への感謝の念や理解等の希薄化

厚生労働省が平成11年に実施した国民栄養調査によると、適切な食事摂取のために必要な知識・技術の有無について、男性では「あまりない」「全くない」が7割を占め、女性では4割を占めています。

6 過度の痩身

20代女性の4人に一人が痩せており、若い女性で20年前と比較して痩せている人が増加している。骨の形成が10代後半にほぼ完成することから、将来の骨粗しょう症の予防も含め、骨づくりに重要な時期である子どもの頃からの健全な食生活が必要となっています。

7 5つのこ食

孤食—家族が居ても一人で食事を食べること

個食—複数で会食している場で、それぞれ別個のものを食べること（家族で団欒を囲む中でそれぞれが違うものを食べるということ）

小食—たくさんの量を食べないこと

粉食—米食ではなく、パン、麺、パスタなど小麦などの粉を原料とした食事のこと

固食—同じものばかり固定して食べること。

8 地産地消

地場生産—地場消費を略した言葉で、地元でとれたものを地元で消費するという意味で使われる。消費者の食料に関する安全・安心嗜好の高まりを背景に、より積極的に生産者は消費者が求める安全・安心な食料を生産し、消費者はそれを消費することにより、生産者を支えるといった好循環を築いていくことが重要となっています。

（その他関連語）

スローフード (イタリア)	北イタリアから発生した現代人の食生活を見直す運動で、 ①消えつつある郷土料理や質の高い食品を守っていくこと ②質の高い素材を提供してくれる小生産者を守っていくこと ③子どもたちを含めた消費者全体に味の教育を進めていくこと をテーマに掲げ、各地に残る食文化を尊重し、将来に伝えていく活動。
しんどふじ 身土不二 (韓国)	「食べ物に宿る風土と人体に宿る風土が一致すればするほど身体によい」という考え方を表す言葉。 14世紀中国の仏教書に初めて登場する言葉で、現在は、国産農産物愛用運動のスローガンとして使用され、国産品の優先的な購入を推進。
CSA (アメリカ)	地域の家族農業を支援し、農村環境を保全しながら地域社会を維持しようとする運動。地域ごとに消費者と農家が結びつき、作付け前に1年分の農産物を前払いで購入するなどの活動を展開。現在、北米を中心に1000以上の地域で取り組みが展開。

9 栄養教諭

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない子どもの食生活の乱れが指摘されており、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせ

ることが必要となっている。このため、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行い、学校の食育の推進において中核的な役割を担う、「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行されました。

10 食生活改善推進員

昭和30年以降「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティア組織の団体であり、青森県では3,800名が活動しています。

11 日本型食生活

日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた食事。昭和50年代半ば頃までに実践されていた、日本固有の食生活形態をいいます。

12 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組みのこと。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作業について2つ以上の作業を年間2日以上の間を行うものとしています。



◇ 参 考 資 料 ◇

1	青森県食育推進会議設置要項	35
2	青森県食育推進会議委員等名簿	36
3	青森県食育推進会議開催経緯	39
4	青森県食育推進会議・パブリックコメント要旨	39
5	食育基本法	44

青森県食育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 食生活の乱れや食を大切にすする心の欠如等の問題を改善するとともに、本県産農林水産物や地域食文化を活用し、心身ともに健康で活力に満ちた「暮らし」の実現に向けて、県内関係者の連携・協力のもとに「食育」を推進するため、青森県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県が行う食育推進計画の策定、変更への提言に関する事。
- (2) 食育推進計画に基づく食育行動プランの作成、変更及びその推進に関する事。
- (3) 「食育推進県民運動」の展開による食育推進活動等の促進に関する事。
- (4) その他食育の推進のために必要な事項に関する事。

(組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 会議に会長及び副会長を置き、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させることができる。
- 3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長が不在の時はその職務を代理する。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、農林水産部食の安全・安心推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

青森県食育推進会議委員

	分野	氏名	団体名
1	教 育	三 浦 昭 子 (~19.2.21) 川 村 恒 儀 (19.2.22~)	青森県教育委員会 委員長
2	教 育	長 尾 友 利	青森県P T A連合会 代議員
3	教 育	角 田 光 義	弘前市市民環境部交通安全対策室 室長
4	教 育	三 浦 貞 子	青森県私立幼稚園連合会 会長
5	教 育	月 永 良 彦	青森県小学校長会 副会長
6	教 育	花 田 惇	青森県中学校長会 会長
7	消 費	大 森 頼 子	青森県食生活改善推進員連絡協議会 会長
8	消 費	小野寺 静 子	青森県生活協同組合連合会 常務理事
9	消 費	工 藤 哲 子	青森県生活改善グループ連絡協議会 会長
10	生産・流通	佐 藤 あき子	青森県J A女性組織協議会 会長
11	生産・流通	熊 谷 ヒサ子	青森県漁協女性組織協議会 会長
12	生産・流通	川 村 修 (~19.2.21) 佐々木 仁 (19.2.22~)	日本チェーンストア協会、全国スーパーマーケット協会 (株式会社ユニバース商品部商品企画グループ長)
13	医 療	吉 岡 利 忠	医師 弘前学院大学 学長
14	医 療	吉 川 和 子	社団法人青森県栄養士会 会長
15	福 祉	良 原 せ つ	青森県社会福祉協議会 会長
16	福 祉	只 野 裕 子	社団法人青森県保育連合会 保育士部会長
17	学 識	澁 谷 長 生	弘前大学農学生命科学部 教授
18	学 識	久 保 薫	青森中央短期大学 学長
19	情 報	村 上 義千代	東奥日報社 メディア局長
20	情 報	加 藤 一	青森県広告業協会 事務局長
21	行 政	三津田 裕 二	東北農政局青森農政事務所 所長
22	行 政	永 澤 裕 之	鶴田町産業観光課 課長
23	行 政	三 村 申 吾	青森県 知事
24	行 政	難 波 吉 雄	青森県健康福祉部 部長
25	行 政	加賀谷 久 輝	青森県農林水産部 部長

青森県食育推進会議 協力団体

	分野	団体名
1	教 育	青森県小学校長会
2	教 育	青森県中学校長会
3	教 育	青森県高等学校長協会
4	教 育	青森県盲・聾・養護学校長会
5	教 育	青森県私立幼稚園連合会
6	教 育	青森県学校保健会
7	教 育	青森県P T A連合会
8	教 育	財団法人青森県学校給食会
9	教 育	青森県学校給食センター連絡協議会
10	教 育	青森県養護教員会
11	教 育	青森県学校栄養士協議会
12	消 費	青森県消費者協会
13	消 費	青森県食生活改善推進員連絡協議会
14	消 費	青森県生活協同組合連合会
15	消 費	青森県生活改善グループ連絡協議会
16	消 費	青森県調理師会
17	消 費	青森県料理飲食業生活衛生同業組合
18	消 費	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
19	生 産 流 通	青森県農業協同組合中央会
20	生 産 流 通	全国農業協同組合連合会青森県本部
21	生 産 流 通	財団法人青森県りんご協会
22	生 産 流 通	社団法人青森県青果物価格安定基金協会
23	生 産 流 通	青森県商工会議所連合会
24	生 産 流 通	青森県商工会連合会
25	生 産 流 通	社団法人青森県りんご対策協議会
26	生 産 流 通	青森県青果卸売市場協会
27	生 産 流 通	青森県水産物卸売市場協会
28	生 産 流 通	青森県漁業協同組合連合会
29	生 産 流 通	八戸水産加工業協同組合連合会
30	生 産 流 通	社団法人青森県ふるさと食品振興協会

	分野	団体名
31	生産流通	株式会社中三
32	生産流通	株式会社さくら野百貨店
33	生産流通	株式会社ユニバース
34	生産流通	株式会社マエダ
35	生産流通	株式会社イトーヨーカ堂青森店
36	生産流通	株式会社イトーヨーカ堂弘前店
37	生産流通	株式会社イトーヨーカ堂八戸沼館店
38	生産流通	株式会社イトーヨーカ堂五所川原店
39	生産流通	イオン株式会社 ジャスコ青森店
40	医療	社団法人青森県医師会
41	医療	青森県歯科医師会
42	医療	社団法人青森県看護協会
43	医療	社団法人 青森県栄養士会
44	福祉	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
45	福祉	社団法人 青森県保育連合会
46	学識	弘前大学農学生命科学部
47	学識	青森中央短期大学
48	情報	株式会社 東奥日報社
49	情報	青森県広告業協会
50	行政	東北農政局青森農政事務所
51	行政	鶴田町
52	行政	青森県市長会
53	行政	青森県町村会
54	その他	青森県中小企業団体中央会
55	その他	NPO法人 NPO推進青森会議
56	その他	青森県農業会議
57	その他	青森県土地改良事業団体連合会
58	その他	社団法人 青森県緑化推進委員会
59	その他	日本未病システム学会

青森県食育推進会議開催経緯

	開催期日	検討事項等
第 1 回	平成18年6月12日	1 食育推進会議の設置と進め方 2 食育推進の考え方の共通認識の確認 3 食育推進に関する意見交換
第 2 回	平成18年7月13日	1 「食育推進計画（素案）」の検討 2 「食育行動プラン」の基本方向の検討
第 3 回	平成18年8月25日	1 「食育推進計画（案）」の検討 2 「食育行動プラン（素案）」の検討
パブリック コメント	平成18年9月22日～ 10月21日	青森県ホームページ等で「食育推進計画（案）」への意見募集
第 4 回	平成18年10月26日	1 「食育推進計画（最終案）」の検討 2 「食育行動プラン（案）」の検討
第 5 回	平成19年2月22日	1 「食育行動プラン（案）」の検討 2 来年度の食育関連事業について

青森県食育推進会議での発言要旨

意見・提言	発言主旨	対 応
食育とは	食育の定義を平易に表現する。	食育について、図を入れ、具体的な表現にしました。
	食育の目的を明確にする。	食育の目的とその特徴を説明し、県民一人ひとりが（それぞれの対象別に）食育の目的をどのように実現するかを明らかにしました。
食育推進計画について	食育推進計画の内容を段階的に整理する。	実現性や難易性を考慮して記載しました。具体的な内容は、食育行動プランにおいて関係機関、団体が段階的に取り組む内容を明示することになります。
	現状、問題点を具体的に分かりやすく表現する。	具体的に数値、表、イメージ図を入れて表現しました。
	青森県らしさをだす。	本県の高い食料自給率、固有の食文化、郷土料理など青森県らしさを計画に盛り込みました。
	行政用語、難解な表現を分かりやすく表現する。	男女共同参画など難解な用語は意味が分かるように表現するとともに、用語解説を掲載しました。

意見・提言	発言主旨	対 応
食育推進計画について	「安心・安全」の食品の供給を計画に盛り込む。	県と県民協働の取組事項4(農林水産業の取組事項)に記載しました。
	実際の行動、期待される効果などを分かりやすく記載する。	具体的な表現でイメージしやすいようにしました。さらに、詳細は、食育行動プランに明示することになります。
	国の計画と県の計画との整合性を図る。	国の指標を参考にしながら、実現の可能性を考慮しながら、青森県らしさ、青森県の特徴を生かした指標としました。
	食生活の現状を受け止め、そこからできる食育を考えてはどうか。	外食・中食は一般家庭に浸透していることから、食育協働体制には外食・中食関連企業も呼びかけ、ともに食育に取り組むこととしました。
食育推進体制について	食育の関係者の相互伝達、コーディネート組織が必要。	県段階は、県の食育推進会議。地域段階は、地域食育ネットワークがその役割を担うことになります。
	推進には、働く体制家庭の支援体制など側面支援も必要。	食育推進計画の食育協働の取組内容において、多様な関係者の連携・協力を示し、関係団体へ協力を呼びかけます。(NPO、子育てサポートセンターなど)さらに、食育行動プランで取り組む内容に応じた連携体制について検討します。
食育県民運動について	食育県民運動は、県全体で取り組みやすい内容で効果的な運動とする。	県が県全体の取組を進めます。個々の取組については、食育行動プランで関係機関、団体が、それぞれの立場で役割分担しながら進めるものとします。
家庭の食育について	気軽に取り組める内容であること。	食育の主体は県民一人ひとりなので、簡単に誰でも気軽に取り組めるものとします。
	食育の基本は家庭の食卓。食事を楽しむほかに、躰(しつけ)、コミュニケーションの場でもある。	食の問題は、個人の生活状況、価値観にもよるところが大きいことから、それぞれの状況を考慮し、食育行動プランに反映させます。 子どもの食を担っている親世代へも食育の働きかけをします。食育行動プランで子どもを通した親に対する食育を盛り込むこととします。
	現状から、外食・中食の存在は大きい。それらを活用した食育を考える。	外食・中食も食生活の一部を担っていることから、食産業等関係企業、団体との協働体制で食育に取り組む視点を加えました。

意見・提言	発言主旨	対 応
家庭の食育について	子どものほかに、親も食育の対象。	対象は乳幼児から高齢者まで全ての年代で実施します。
学校の食育について	学校では様々な機会を通して食育を行なっている。	具体的な取組みが、多くの学校、保護者等へ伝えられ、理解されるよう、具体的な内容は食育行動プランに明記します。
	学校の食育は家庭の食育にもつながる。	学校の食育が家庭の食育につながるよう、県と県民協働の取組事項2で明示しました。
	施設、学校間の連携（保育所から大学まで）も必要。	食育推進会議委員、関係団体と今後示される食育行動プランでその連携の具体的なあり方の検討が進められます。
	教育と給食を結びつける仕組みが必要。	学校給食は教育活動の一環として位置付けられています。取組事項2に明示しています。
地域の食育について	民生委員、町内会など既存の組織の協力を得てはどうか。	民生委員、介護関係、子育てサポートセンター等などの関係者へ食育応援隊として参加を呼びかけます。
地産地消と食育について	食育を推進する上での地産地消の考え方の意見が分かれた。 ①地産地消を食育の一環として地元のものを利用する取組みを進める。 ②食育と地産地消を結び付けるには、生産、流通、販売などの実態からも無理がある。	近年の農林水産物や加工品の流通が、広域流通システムで展開されている中で、消費者と生産者の距離が拡大して、生産・流通の実態が見えなくなり、食に対して消費者が不安を抱く一因ともなっています。 このため、食育推進に当たっては、地産地消の関心の高まりを受け止め、地元の人や農林水産物を大切にしていゆく地産地消の考え方を生かした取組みを進めていきます。
	学校給食での地元産品の活用については、食材の安定供給、規格、価格などの課題が多い。	学校給食は、給食の献立、給食の食材そのものが、自らの地域の歴史、風土、気候、産業を学び、地域を大切にすることなどの教育的効果を持ち、すでに地元産品の活用などの取組みを進めていることから、食育推進計画の中でも重点推進事項の一つとして捉えています。 食に関する県民の理解と関心を促進し、生産者と消費者の信頼関係を構築するため、地産地消を学校給食、食事バランスとも関連付けて推進する計画とします。

意見・提言	発言主旨	対応
食育の経済性について	地産地消と関連して食育が経済活動と結びつかないと食育の取組みが定着しない。	食育の推進は、豊かで健全な食生活等を追求していくことであり、それを通して、外食や中食等食産業や流通販売等の関連産業の発展を期待しているものです。また、食育推進を通して、地産地消への関心の高まりを経済活動でプラス方向に生かせる可能性があります。さらに、地産地消は、農林水産業を基盤産業としている本県の経済や食料自給率向上につながる動きでもあります。
食料自給率について	日本の食料自給率が低いことを知らせ、消費者の理解と自給率を高める生産者の努力が必要である。	食料自給率向上については、食育推進の目的というよりも食育推進の成果として評価されるべきことであるので、食に関する実態を知ってもらいながら、食育推進の課題として捉えていくこととします。
食育行動プランについて	各団体が実施すべき活動、他の団体との連携など、項目を立てて工夫して作成する。	具体的には食育行動プランで検討することとします。食育行動プランは、関係者全員で内容を確認し、行動することとしています。新たに明確になった問題点や取組みの進捗状況に応じ、食育行動プランは毎年見直しをしていける仕組みとしています。食育行動プランは自由な提案とし、運動でもかまわないものとします。

「青森県食育推進計画」に関する意見ーパブリックコメントから

意見・修正意見の 該当箇所	意見・修正意見等	対 応
第2章 食育推進の基本方向	食育の目的は強調して表現してはどうか。	基本方向に、目的という意味がありますので、特出しはいたしませんでした。
各ページに記載されている図について	食育の重点推進事項と協働の取組内容は、特に重点的に強調するところであるから、3つの関連が分かる図があればいい。	重点推進事項の図に、重点推進事項の文言を加え、推進事項と取組み内容が分かるようにしました。
第3章 食育協働の取組み内容	食育の重点推進事項には、実施主体がないので、12ページの図とあわせて見なければならぬ。主体を入れた重点推進事項にしてはどうか。	重点推進事項に、実施主体を入れました。
国の食生活指針 食事バランスガイド 青森型食生活指針	3つの関係がよく分からない。関係を示した図があればよい。	3つの関係を示した図を掲載いたしました。
第3 県と県民協働 の取組み事項	健康維持とともに食べ物に感謝の気持ちや、に、自然の恵みを加えること。	反映いたしました。
県民運動について	2ページでは、県民運動について書かれているが、29ページでは、運動名まで書かれており、どちらかにまとめてはどうか。	県の食育全体の概要を示し、その中の一つとしての運動を示しています。
全般について	食育は大賛成。食育という言葉は本来要らないはず…（略）…是非、祖父母、親戚とのふれあいや生活で、子どもやその親への食育についても盛り込んでほしい。	食育の対象は、乳幼児からお年寄りまであらゆる年代を対象としております。 また、食育は家庭、学校等、地域を基本に展開することとしており、具体的な推進事項については、食育行動プランで検討して参ります。
具体的な食育の推進 について	子ども向けの食育として、県内生産者専用のパッケージロゴを制定してはどうか。 デザインは、子どもが興味を持てるキャラクターとしてはどうか。	具体的な食育の取り組みについては、食育行動プランで検討して参ります。
	本物の味を小さいうちにしっかりと身につけることが大事だと思います。どこかに味覚の教育という言葉を入れてください。	第2章食育推進の基本方向1(1)豊富な農林水産物を積極的に活用した食育活動の項目に、「味覚を育て」という内容を記述しております。また、食育行動プランにおいても検討して参ります

食育基本法

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附 則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資す

ることを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活

動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)
第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議」少子化社会対策基本法」を

「食育推進会議」食育基本法

少子化社会対策会議」少子化社会対策基本法」に改める。

健康で活力に満ちた『くらし』の実現をめざして

青森県食育推進計画

「いただきます！あおもり食育県民運動」

平成18年11月1日

青 森 県

